

# はじめての潟上暮らし応援成金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日

告示第 85 号

改正 令和 5 年 10 月 3 日告示第 192 号

## (目的)

第 1 条 この告示は、潟上市内への移住者に対して、移住初期特有の費用負担への助成を行うことにより、移住者の生活の早期安定を図り、もって市内への定住を促進することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 県外から本市へ移住した者で、別表に掲げる移住の要件のいずれかを満たしたものをいう。ただし、秋田県の移住相談窓口における移住定住登録の有無は問わないものとする。
- (2) 移住の日 移住者が本市に住民登録をした日をいう。ただし、地域おこし協力隊員にあっては、別表に掲げる移住の要件を満たした場合は、地域おこし協力隊員を退任した日の翌日を移住の日とみなす。

## (助成対象者)

第 3 条 助成の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とし、同一世帯に属する者のうち、いずれか 1 人とする。この場合において、同一の住所において世帯分離をしている複数の世帯があるときは、それらの世帯は、同一世帯とみなすものとする。

- (1) 住民票上の届出日が令和 5 年 4 月 1 日以降であり、かつ、当該届出が住民となった年月日から 2 週間以内に行われていること。
- (2) 移住の日から 2 年以上継続して本市に居住する意思があること。

## (助成金の額及び回数制限)

第 4 条 助成金の額は、助成対象者 1 人につき 10 万円とし、助成回数は 1 回とする。

## (交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、はじめての潟上暮らし応援成金交

付申請書（様式第1号）に、世帯全員の記載のある発行の日から1箇月以内の住民票の写しを添えて、移住の日から1年以内に市長に申請するものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条に基づく申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成金の交付決定を行い、その決定の内容をはじめての潟上暮らし応援助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、速やかにはじめての潟上暮らし応援助成金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。ただし、第2号に規定する場合において、災害や病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めたときは、この限りでない。

（1） 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

（2） 移住の日から2年未満に本市から転出したとき。

（助成金の返還）

第9条 前条の規定により市長が助成金の交付決定を取り消した場合において、助成金が既に交付されているときは、助成金の交付を受けた者は、速やかに当該助成金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年10月3日告示第192号）

この告示は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第2条関係）

移住の要件

区分	要件
<p>県外在住者 （Uターン・Iターン）</p>	<p>転入前に3年以上継続して県外に在住していた者が本市に住民登録をすること。ただし、本市への転入理由が、県内の高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設（高卒2年訓練）への就学若しくは受講、又は所属企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等（従前の勤務地と新しい勤務地が異なり、かつ住居の移転が伴うものをいう。）によるものを除く。</p>
<p>地域おこし協力隊員</p>	<p>本市の地域おこし協力隊員が退任後、引き続き本市に住民登録をしていること、又は県内他市町村の地域おこし協力隊員が本市に住民登録をすること。ただし、地域おこし協力隊への着任時、県外在住者（Uターン・Iターン）の区分に定める要件を満たす者に限る。</p>